

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談情報及びひとり親相談情報	
行政機関等の名称	兵庫県三田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・未来部子ども未来室子ども家庭課	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の登録・管理を行うために使用	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 住所、4 生年月日・年齢、5 電話番号、6 性別、7 家族状況・親族状況・婚姻歴・居住状況、8 職業・職歴・所属（学校等）、9 公的扶助、10 健康状態・病歴	
記録範囲	家庭児童相談室・ひとり親相談員への相談者・家庭児童相談室へ情報提供があった者	
記録情報の収集方法	収集の相手方 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外（実施機関内部・他の官公庁・民間、私人） 収集の手段 窓口、電話、郵送、インターネットを介しての提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有（要配慮個人情報の項目すべてを含む）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）三田市役所経営管理部行政管理室総務課 （所在地）〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
個人情報ファイル簿<様式>	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け取る組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		